

意見書案第7号

関西電力の金品受領問題の全容解明を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『関西電力の金品受領問題の全容解明を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和元年12月25日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 京田辺市議会議員 | 久保 典彦 |
| 〃 | 〃 | 吉高 裕佳子 |
| 〃 | 〃 | 上田 毅 |
| 〃 | 〃 | 向川 弘 |
| 〃 | 〃 | 河本 隆志 |

関西電力の金品受領問題の全容解明を求める意見書（案）

関西電力の役員らが高浜原子力発電所の工事発注先の関係者から、不透明かつ多額の金品を受け取っていたことが明らかになった。

公益性が極めて高い電力事業の経営責任者による本事案は、道義に反するあるまじき事態であることはもちろんのこと、市民・国民の信頼を失墜させた責任は重大である。

加えて、原子力発電を含め、エネルギーの需要に関する施策を総合的に策定し、実施する責務は、エネルギー政策基本法に基づき国が有しているところ、本事案は、その根幹を揺るがしかねないと言っても過言ではない。

京田辺市議会としても全国を震撼させた、由々しき問題であると強く懸念しており、国におかれては、本事案について、当事業者である関西電力に任せきりにすることなく、電気事業法に基づく電気事業の運営に係る監督官庁として、徹底的に全容解明されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

意見書案第8号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和元年12月25日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 京田辺市議会議員 | 橋本 善之 |
| 〃 | 〃 | 上田 毅 |
| 〃 | 〃 | 吉高 裕佳子 |
| 〃 | 〃 | 向川 弘 |
| 〃 | 〃 | 河本 隆志 |
| 〃 | 〃 | 青木 綱次郎 |

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、アクセルとブレーキ、いわゆるペダルの踏み間違いによる交通事故が頻発している。

警察庁は昨年末時点で約564万人いる75歳以上の運転免許証保有者が、2022年には100万人増え、663万人に達すると推計している。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の運転免許証保有者は、違反時や運転免許証更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として自動車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に運転免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保の取り組みも重要な課題である。

については、国におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を図るため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 自動ブレーキ搭載の義務化のみならず、ペダルの踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速制御装置」の普及を一層進めると共に、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した運転免許証の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許証の導入を検討すること。
- 3 運転免許証を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないような、総合的な「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、運転免許証の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長

意見書案第9号

首相主催の「桜を見る会」に関する疑惑の徹底解明を求める意見書
(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『首相主催の「桜を見る会」に関する疑惑の徹底解明を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和元年12月25日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 京田辺市議会議員 | 青木 綱次郎 |
| 〃 | 〃 | 吉高 裕佳子 |
| 〃 | 〃 | 増富 理津子 |

首相主催の「桜を見る会」に関する疑惑の徹底解明を求める意見書（案）

「桜を見る会」は、首相が各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃のご苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催され、その費用は国民の納める税金から賄われている。

近年、その経費や参加者数が急増しており、背景には安倍晋三首相をはじめとする政治家が、自らの後援会関係者などを多数、招待するなど私物化しているのではないかという疑惑が、この間の国会審議で明らかになった。

しかも、悪徳マルチ商法で約7千人から約2千億円の被害を出したジャパンライフの当時の会長も、安倍首相の「招待枠」で「桜を見る会」に出席していたという疑惑も出てきた。

これらの疑惑は、その関係する資料に基づいてその真相が究明されるべきであるにもかかわらず、政府は「招待者名簿などはすべて廃棄した」として、真相解明に背を向けている。

国会における虚偽答弁や、政治資金規正法違反、公職選挙法違反、公文書管理法違反、財政法違反なども疑われる、重大な疑惑であり、国民の深刻な政治不信を招きかねない問題である。

よって国においては、早急に国会の予算委員会などを開催し、その真相の徹底的な解明をされるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣

意見書案第10号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和元年12月25日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 京田辺市議会議員 | 増富 理津子 |
| 〃 | 〃 | 吉高 裕佳子 |
| 〃 | 〃 | 青木 綱次郎 |

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
(案)

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため、全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣